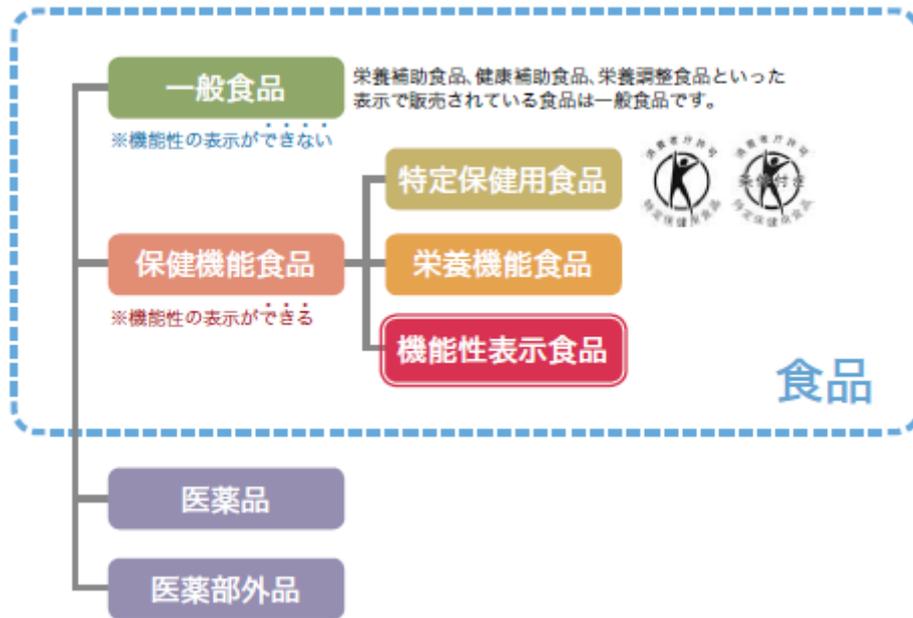


平成 27 年 4 月 1 日より新たに「機能性表示食品」の制度が始まりました。これまでは一般食品（いわゆる「健康食品」は一般食品に含まれる）のほか、「保健機能食品（特定保健用食品＝トクホと栄養機能食品）」がありましたが、それに「機能性表示食品」が加えられました。（管轄：消費者庁）



機能性表示食品	安全性や効果に関する研究論文の分析結果を消費者庁に届け出れば 60 日後に特定部位に対する効果を食品の包装などに表示できる。	「目と鼻へのほこりの影響を和らげる」「腸内環境を整える」「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など。	*事業者の責任において表示 するもので消費者庁官の個別の許可を受けたものではない。
---------	--	--	--

	特定保健用食品（トクホ）	国が安全性や効果を審査して許可。 ・特定保健用食品 ・条件付特定保健用食品の 2 種類ある。 右欄のマークが貼られる。	
--	--------------	--	--

保健機能食品	栄養機能食品	国への許可申請や届出の必要はない。特定のマークはない。	ビタミンとミネラルに限り効能を表示できる。	ただし、以下の表示が義務付けられる。 ・1 日当たり摂取目安量 ・摂取の方法及び摂取をする上での注意事項 ・1 日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合 ・本品は、特定保健用食品と異なり、厚生労働大臣（現在は消費者庁）により個別審査を受けたものではありません。
--------	--------	-----------------------------	-----------------------	---